
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.250 2020/11/17

1 ゲノム編集技術応用食品の後代交配種の食品衛生上の取扱い

11月13日開催された厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会（オンライン会議）において標記が議論された。

これは、「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領」において今後検討するとされていたもので、その結果は次のとおり。

- 後代交配種については、従来の育種技術の範囲と判断されたゲノム編集技術応用食品を、さらに従来の育種と同様な方法で育種したものであるもので、食品の安全性は、現在流通している従来の食品と同様であると考えられる。
- これを踏まえると、食品衛生法の目的である「食品の安全性の確保」の観点からは、ゲノム編集技術応用食品に関して、現在の取扱要領に基づいて行われる事前相談及びその後の届出による情報があれば、同法の目的は達成でき、その後の育種である後代交配種に追加で届出を求める必要性は認められないと考えられる。

これを受けて取扱要領が次のとおり改正される見込み。

6. 後代交配種の取扱い

ゲノム編集技術応用食品として届出を行った旨の公表がなされた品種に、従来品種等（※）を伝統的な育種の手法により掛け合わせた品種については、事前相談及び届出は求めないこととする。

※ 従来品種等：従来品種、ゲノム編集技術応用食品として届出を行った旨の公表がなされた品種及び組換えDNA技術応用食品としての安全性の審査を経た旨の公表がなされた品種。

なお、ゲノム編集技術応用食品のうち、組換えDNA技術応用食品に該当すると判断された品種に、伝統的な育種の手法を用いて掛け合わせた食品については、組換えDNA技術応用食品の規定が適用される。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14812.html